

平成30年11月20日

議 事 録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については〇で消しています。

福島県耶麻郡北塩原村農業委員会

平成30年度年北塩原村農業委員会総会（平成30年11月定例会） 議事録

1. 開催日時

平成30年11月20日（火）午後1時30分～2時54分

2. 開催場所

北塩原村役場集会室1・2

3. 出席委員

	議席	氏名	出欠
会長	7	星源嗣	出
会長職務代理者	6	遠藤俊一	出
農業委員	1	伊藤義人	出
〃	2	中川博之	出
〃	3	岩田多吉	出
〃	4	二瓶睦夫	出
〃	5	蓮沼喜久雄	欠
農地利用最適化推進委員	—	奥川維之	出
〃	—	佐藤誠一	出
〃	—	五十嵐好則	出
〃	—	安部嘉久	出
〃	—	齋藤隆男	出
〃	—	小椋功	出

※ 出席委員 農業委員6名 在任委員（7名）の過半数に達したので、本会は成立した。

※ 今月は全体での協議事項があるため、農地利用最適化推進委員6名全員出席。

4. 欠席委員

5番 蓮沼喜久雄委員

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の選任

第2 会期の決定

第3 業務報告及び今後の予定

第4 報告事項

- ・平成30年度農地利用状況調査及び荒廃農地の発生・解消状況に関する調査結果について

第5 協議事項

- ・平成30年度農業者年金加入推進（案）について

第6 提出議案

議案第1号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

- ・番号1～4番 賃借権設定

第7 その他

- ・北塩原村農業委員会視察研修について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 五十嵐 信也

事務局主査 渡部 達也

事務局主査 須藤 真由美

7. 会議の内容

○事務局長

ただいまより、平成30年度北塩原村農業委員会定例総会11月定例会を開会いたします。
それでは、会長よりご挨拶をお願いいたします。

○会長

(挨拶)

○事務局長

会長ありがとうございました。総会の議長は、北塩原村農業委員会会議規則第4条によりまして会長が行う事になっておりますので、会長をお願いいたします。

○議長

暫時議長を務めさせていただきます。本日の会議の案件はお手元に配布のとおりでございます。会議に先立ち本日の出席委員の確認を行います。5番、蓮沼喜久雄委員より欠席する旨の届出がありました。只今の出席委員は7名中6名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。また、今月は農地利用最適化推進委員6名全員にも出席いただい

ております。

○議長

それでは、北塩原村農業委員会会議規則第13条の規定による議事録署名委員の指名でございますが、本職より指名させていただくことに、ご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認め、4番、二瓶睦夫委員、1番、伊藤義人委員の両名を指名いたします。

○議長

お諮りいたします。会期の決定については、議案の関係上本日1日とすることにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認め、会期は本日1日と決しました。

○議長

それでは、業務報告及び今後の業務予定について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

座ったままで失礼いたします。提出議案の2ページをご覧ください。初めに(1)の業務報告から説明いたします。1番、11月12日、平成30年度福島県農地中間管理事業推進会議、福島県農業総合センターで開催されまして、事務局が出席しております。2番、11月13日、平成30年度福島県下農業委員会大会、福島市のパルセイイざかで開催されまして、農業委員5名、推進委員2名、事務局が出席しております。3番、本日でございますが、北塩原村農業委員会総会11月定例会を開催しております。続きまして、(2)の今後の業務予定でございますが、1番、11月27日から28日の1泊2日で、北塩原村農業委員会視察研修を実施いたします。場所は宮城県方面となります。続いて2番、11月29日、平成30年度全国農業委員会会長代表者集会、東京都港区のメルパルクホールで開催され、会長が出席いたします。3番、同日となりますが、本県選出国會議員への要請集会が参議院議員会館で開催されまして、会長が出席いたします。4番、翌日の11月30日に、平成30年度農業者年金加入推進セミナーが東京都港区メルパルクホールで開催され、会長が出席いたします。5番、12月19日、改正農業経営基盤強化促進法等の施行に関する説明会、福島県農業総合センターで開催され、事務局が出席いたします。6番、12月20日、北塩原村農業委員会総会12月定例会を集会室1・2で開催いたします。以上で業務報告並びに今後の業務予定について朗読と説明を終わります。

○議長

ただいまの報告について、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。以上で業務報告及び今後の業務予定について終了します。

○議長

続いて、報告事項、平成30年度農地利用状況調査及び荒廃農地の発生・解消状況に関する調査結果について事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

提出議案の3ページから4ページをお開きください。報告事項、平成30年度農地利用状況調査及び荒廃農地の発生・解消状況に関する調査結果について報告いたします。こちらにつきましては、管内にある農地の利用状況等について、9月6日から18日までの間に、担当地区ごとに分かれて調査を実施いたしました。調査日、調査地区、調査委員等の一覧につきましては、4ページに載せております。委員の皆様におかれましては、お忙しい中、ご協力いただきましてありがとうございます。それでは、調査結果を報告いたします。3ページをご覧ください。委員の皆さんと共に現場を歩きまして、農地の状況を確認し、荒廃農地の区分により、再生可能なA分類又は再生困難なB分類に判断した農地を集計しております。平成30年度の調査結果につきましては、上の方の太枠で囲っている欄になります。まず、A分類と判断された農地ですが、田が107,911㎡、畑が386,911㎡となりました。続いて、B分類と判断された農地は、田が126,629㎡、畑が819,505㎡となりました。上の平成29年度の結果と見比べていただくと分かりやすいと思いますが、前年度より若干A分類は減っておりますが、その分、B分類の再生困難な農地が増えておりますので、さらに荒廃が進んでいる状況であると思えます。続いて、その下の調査内訳の欄については、文字が小さくて申し訳ありませんが、今年度に荒廃の区分が変更となった農地を字ごとにまとめて載せております。今回の調査で新たに発生・発見した荒廃農地は60筆。この一覧の中では、A（新規発生）やB（新規発見）が該当いたします。新規発生地以外については、昨年度よりもさらに荒廃が進み、A分類からB分類へと判断したものの、現況確認証明により農地ではなくなったもの、草刈り等により管理又は作付されていた農地で解消されていると判断したものなどがございました。最後に3ページの1番下をご覧くださいなのですが、参考としまして耕作放棄地率を算出したところ、村内農地面積の約2割が耕作放棄地化している状況でございます。前年度と比較しても、若干ですが増加している状況でございます。なお、今回の調査結果につきましては今後、県へ報告するとともに、今回新たにA分類と判断された農地の所有者に対しては、意向調査を実施いたします。上記のとおり

提出いたします。平成30年11月20日提出、北塩原村農業委員長星源嗣。以上、報告事項の朗読並びに説明を終わります。

○議長

説明は終了しました。それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。以上で平成30年度農地利用状況調査及び荒廃農地の発生・解消状況に関する調査結果について終了するとともに、調査結果を県へ報告することといたします。

○議長

それでは、協議事項に入ります。平成30年度農業者年金加入推進（案）について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

提出議案の5ページから7ページになります。協議事項、平成30年度農業者年金加入推進（案）について説明いたします。こちらにつきましては、農業者年金基金が目標として掲げております、農業者年金『加入者累計13万人早期達成3カ年運動』の目標達成に向けた取り組みについて、協議を行うものでございます。提出議案の6ページをご覧ください。平成30年度農業者年金加入推進方法（案）について説明いたします。1、目的でございますが、農業者年金基金は5年ごとに中期計画を策定し加入推進に取り組んでおります。現在は、2018年度から2022年度までの5年間の間に、農業者年金の新規加入者累計を13万人とするため、第4期中期計画が定められまして、今年度は中期計画に位置づけた前期運動の初年度にあたります。中期計画の前期分においては、新規加入者の年間目標を3,800人と設定されまして、さらにその中でも20歳から39歳の若い農業者の年間目標を2,800人とすると明記されました。なお、当村におきましては、年間の新規加入者1名という目標が設定されております。村内の農業者が少しでも安定した老後の生活を送るためには農業者年金の加入も重要でございますので、多くの農業者へ制度の説明が行えるよう、推進活動と加入に向けた取組みを実施いたします。なお、第3期中期計画の5年間では、3名の新規加入の目標が設定されておりましたが、実績としましては残念ながら新規加入者を確保することはできませんでした。加入対象者が非常に少ない中、厳しい状況ではございますが1人でも多く加入していただけるよう、推進活動を実施していただきたいと思っております。続きまして、2、加入対象者につきましては、提出議案の7ページに一覧を載せております。このリストの抽出者は、国民年金第1号被保険者で農業従事日数が60日以上の方をリストアップしております。ここで委員の皆さんにお願いしたいのですが、農業委員会委員選挙人名簿の登載申請が廃止されたことに伴いまして、事務局の方では把握できていない対象者もいらっしゃる

るかもしれません。どここの息子さんが帰ってきて農業を手伝っているですか、または誰々が会社を退職して農業をやっているなど、この人も該当するのではないかという情報は委員の皆さんの方が詳しいと思います。この台帳に載っていない対象者がいらっしやいましたらその都度、ご連絡をお願いいたします。また、各委員の担当地区がございますが、地区によっては対象者がほとんどいないという地区もございますので、農業者年金の加入推進については担当地区に拘らず、農業委員、推進委員の皆さんでまずは1人の新規加入者確保に向けて推進活動に取り組んでいただければと思います。特に4番の〇〇〇さんなど若い農業者は、ご本人だけではなく親も交えてお話いただいた方がスムーズだったというような事例もあるようです。では、6ページにお戻りください。3、加入推進体制としましては、農業委員、農地利用最適化推進委員全員で行います。4、加入推進強化月間といたしまして、11月から2月までの4ヶ月間を強化月間として設け、推進活動に力を入れていただきたいと思います。5、推進方法としましては、本日お配りしている資料や、これまでの農業委員・推進委員研修会等で配付された資料をご自宅の方で今一度お開きいただいて、制度等についてご確認いただきたいと思います。また、昨年配付した農業者年金加入推進セットも引き続き活用してください。加入者普及に向けて、ご加入いただいた方などへの粗品も準備しておりますので、こちらもご活用願います。本日、粗品の方は皆さんにお一つずつお配りしておりますが、加入推進の状況により足りない場合は事務局までご連絡ください。資料や粗品を活用していただきながら個別訪問に取り組み、これまでの旧農業者年金との違いである財政破綻がないことや新農業者年金におけるメリット等について、説明に力を入れていただきたいと思います。続きまして、6、説明する内容としまして、①新農業者年金制度の説明等についてですが、20歳以上60歳未満の年間60日以上農業に従事する方で、国民年金の第1号被保険者の方ならどなたでも加入することができること。保険料の額は、月額2万円～6万7千円まで千円単位で自由に設定でき、経営状況に合わせていつでも変更できること。終身年金のため涯受給ができること。()の80歳までの保証があるというのは、80歳まで年金がもらえるという意味ではなく、仮に80歳になる前に亡くなった場合は死亡した翌月から80歳到達月まで受け取れるはずであった額が、死亡一時金として遺族に支給されるという保証がついているということでございます。続いて、支払った保険料は全額、社会保険料控除の対象となるため、節税効果があること。また、要件を満たせば国の助成が受けられることなどを中心に説明願います。②、年金額の試算については、納付した保険料と運用益を足した額に年金原価率をわって算定をすることができます。基金のホームページで簡単に年金額のシミュレーションができますので、そのことも一緒にご説明いただければと思います。③、加入したいという方がいた場合は、農業者年金の加入申込書と国民年金の付加保険料届出書の提出が必須となります。国民年金付加保険料については、月額400円納付することとなりますが、メリットとしましては2年以上の年金の受給で納付した保険料の元が取れるので、大変お徳なものとなります。④、農業者の意見や意思などを個別訪問により確

認した際に、各自、記録いただき活動状況を残していただきたいと思います。対象者が非常に少ない中、さらにその対象者も年々減っているという大変厳しい状況ではございますが、農業者年金の加入推進は農業委員会の業務の1つでございますので、ご協力よろしくお願いたします。上記のとおり提出いたします。平成30年11月20日提出、北塩原村農業委員長星源嗣。以上で平成30年度農業者年金加入推進（案）についての朗読並びに説明を終わります。

○議長

説明は終了しました。それでは、本件に関し、ご意見、ご質問等ございませんか。

○議長

対象者リストを見ると、ここにおいでの方も何名かいらっしゃるようですが。

○推進委員 佐藤誠一委員

月2万円はきついな。

○3番、岩田多吉委員

このリストの20歳から39歳に丸ついているのは何でなの。

○議長

若い人が分かるように。基金の方では、若い人が年間2,800人くらい入って欲しいという目標を立てているから、その対象の人が分かるように丸をつけているんです。それに39歳までの人は条件が合えば国の助成を受けられる場合もあるから。国の助成を受けると、年金をもらう時に経営を移譲しなければいけないなどの条件もあるから、面倒なんだけど。

○3番、岩田多吉委員

それで若い人に丸がついてたんだ。分かりました。

○推進委員 安部嘉久委員

農業者年金はだいたいどのくらいもらえるのか。その辺がよく分からないから、勧めるにも勧められないんじゃないの。

○事務局長

本日、皆さんにお配りしているチラシ、このビニールに入っているチラシにおおよその目安が載っています。

○事務局

あとは、農業者年金基金のホームページでも簡単に年金額のシュミレーションができますので、そのことも併せて説明いただければと。

○推進委員 五十嵐好則委員

でもやっぱり、農家にとって月2万円は大変だ。

○推進委員 佐藤誠一委員

高いですよ。

○推進委員 五十嵐好則委員

農家は冬お金ないから。

○6番、遠藤俊一委員

年払いもできるんだべ。

○議長

年払いもできる。まとまった収入があった時に、1年分まとめて納入することもできる。

○推進委員 佐藤誠一委員

年間だと24万か。それでもやっぱりきついな。

○事務局長

その辺も説明していただければと思います。

○推進委員 佐藤誠一委員

今現在、農業者年金に加入している人は何人くらいいるの。

○6番、遠藤俊一委員

片手で足りるくらいだな。

○事務局

はい。今、納めている方は4名です。

○議長

もらってるのは何人だったっけ。

○事務局

資料が手元にないんですが、50人弱くらいです。

○6番、遠藤俊一委員

昔は入ってる人結構いたからな。

○議長

他にご意見、ご質問等ありませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。お諮りいたします。原案の通りこれを
適当と認め、決定することにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。原案の通り承認されましたので、お手元の(案)については、消
していただきたいと思います。以上で、平成30年度農業者年金加入推進について終了する
とともに、協議内容の通り加入推進を実施することとします。

○議長

それでは議事に入ります。議案第1号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についてを議題といたします。今月は4件ございます。それでは、議案第1号の番号1番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

提出議案の8ページをご覧ください。議案第1号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について説明いたします。次の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく利用権設定等促進事業に係る農用地利用集積計画の作成について、承認を求めるものでございます。こちらについては、再設定となります。番号1番、1、申請当事者について利用権を設定する者（貸付人）の方ですが、〇〇〇さん、〇〇歳、関屋字〇〇の方でございます。続いて、利用権設定を受ける者（借受人）の方ですが、〇〇〇さん、〇〇歳、関屋字〇〇の方でございます。2、利用権を設定する土地ですが、関屋字〇〇28番、地目は田、面積2,859㎡、関屋字〇〇29番、地目は田、面積2,767㎡、関屋字〇〇31番、地目は田、面積1,766㎡、関屋字〇〇40番、地目は田、面積2,448㎡の4筆、面積の合計は9,840㎡でございます。3、利用権の設定内容についてですが、利用権の種類は賃借権設定。権利の存続期間は2019年1月1日から2021年12月31日までの3年間。賃借料の額は103,337円。1反当たりになおしますと13,000円、水張り面積で算出しているとのことでございます。こちらは年額でございます。4、利用権の設定を受ける者の経営状況等につきましては、記載のとおりでございます。地元農業委員の意見としまして、岩田多吉委員に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。なお、申請地位置図、申請箇所図につきましては、9ページと10ページのそれぞれ赤枠で囲われたところとなりますので、ご確認願います。以上の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので申し添えます。上記のとおり提出いたします。平成30年11月20日提出、北塩原村農業委員長星源嗣。以上で議案第1号、番号1番の利用権設定について、朗読並びに説明を終わります。

○議長

説明は終了しました。ただいまの説明に関連して、本件の調査委員であります、3番、岩田多吉委員より調査結果について意見をお願いいたします。

○3番、岩田多吉委員

はい。11月16日に、〇〇〇さん宅と〇〇〇さん宅に伺って、それぞれ話を聞いてきました。以前も3年間、賃借権を設定していて、続けて3年間設定するというので、またお願いするということがあったので、再設定でこれまでも特に問題もなかったようなので許可相当と判断しましたので、ご報告させていただきます。

○議長

ありがとうございました。それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。番号1番の利用権設定について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。番号1番、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。

○議長

続いて、番号2番から4番までは五十嵐好則委員の案件でございますので、農業委員会法第24条の規定に基づく議事参与の制限により当該議案の審議開始から終了まで退席となります。五十嵐好則委員は退席してください。

(五十嵐好則委員 退席)

○議長

それでは、番号2番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

提出議案の12ページをご覧ください。議案第1号、2件目の利用権設定について説明いたします。こちらは再設定となります。番号2番、1、申請当事者について、利用権を設定する者(貸付人)の方は〇〇〇さん、〇〇歳、北山字〇〇の方でございます。続いて、利用権設定を受ける者(借受人)の方は〇〇〇さん、〇〇歳、大塩字〇〇の方でございます。2、利用権を設定する土地ですが、北山字〇〇39番、地目は田、面積234㎡、北山字〇〇49番、地目は田、面積1,988㎡の2筆、面積の合計は2,222㎡でございます。3、利用権の設定内容についてですが、利用権の種類は、賃借権設定。権利の存続期間は2018年12月1日から2023年11月30日までの5年間。賃借料の額は39,996円、1反当たりになおしますと18,000円。こちらは年額でございます。4、利用権の設定を受ける者の経営状況等につきましては、記載のとおりでございます。地元農業委員の意見としまして、星源嗣委員に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。なお、申請地位置図、申請箇所図につきましては、13ページと14ページのそれぞれ赤枠で囲われたところとなりますので、ご確認願います。以上の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので申し添えます。上記のとおり提出いたします。平成30年11月20日提出、北塩原村農業委員長星源嗣。以上で議案第1号、番号2番の利用権設定について、朗読並びに説明を終わります。

○議長

説明は終了しました。ただいまの説明に関連して、本件の調査を担当しました私より調査結果について意見を申し上げます。

○7番、星源嗣委員

この土地はこれまで5年間やってきて再設定ということですので、継続ということで許可相当と認めましたので、よろしく願いいたします。

○議長

それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。番号2番の利用権設定について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。番号2番、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。続いて、番号3番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

提出議案の15ページをご覧ください。議案第1号、3件目の利用権設定について説明いたします。こちらも再設定となります。番号3番、1、申請当事者について、利用権を設定する者(貸付人)の方ですが、〇〇〇さん、〇〇歳、大塩字〇〇の方でございます。続いて、利用権設定を受ける者(借受人)の方ですが、同じく〇〇〇さんでございます。2、利用権を設定する土地ですが、大塩字〇〇12番、地目は田、面積523㎡、大塩字〇〇15番、地目は田、面積830㎡の2筆、面積の合計は1,353㎡でございます。3、利用権の設定内容についてですが、利用権の種類は、賃借権設定。権利の存続期間は2018年12月1日から2023年11月30日までの5年間。賃借料の額は9,471円、1反当たりになおしますと7,000円。こちらは年額でございます。4、利用権の設定を受ける者の経営状況等につきましては、記載のとおりでございます。地元農業委員の意見としまして、遠藤俊一委員に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。なお、申請地位置図、申請箇所図につきましては、16ページと17ページのそれぞれ赤枠で囲われたところとなりますので、ご確認願います。以上の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので申し添えます。上記のとおり提出いたします。平成30年11月20日提出、北塩原村農業委員会会長星源嗣。以上で議案第1号、番号3番の利

用権設定について、朗読並びに説明を終わります。

○議長

説明は終了しました。ただいまの説明に関連して、本件の調査委員であります、6番、遠藤俊一委員より調査結果について意見をお願いいたします。

○6番、遠藤俊一委員

はい。日曜日、18日に双方にお会いして内容を確認しました。再設定ということもありますので、許可相当といたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。番号3番の利用権設定について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。番号3番、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。続いて、番号4番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

提出議案の18ページをご覧ください。議案第1号、4件目の利用権設定について説明いたします。こちらと同じく再設定となります。番号4番、1、申請当事者について、利用権を設定する者(貸付人)の方は、〇〇〇さん、〇〇歳、喜多方市〇〇の方でございます。続いて、利用権設定を受ける者(借受人)の方は、同じく〇〇〇さんでございます。2、利用権を設定する土地ですが、大塩字〇〇17番、地目は田、面積1,372㎡の1筆でございます。3、利用権の設定内容についてですが、利用権の種類は賃借権設定。権利の存続期間は2018年12月1日から2023年11月30日までの5年間。賃借料の額は9,604円、1反当たりになおしますと7,000円。こちらは年額でございます。4、利用権の設定を受ける者の経営状況等につきましては、記載のとおりでございます。地元農業委員の意見としまして遠藤俊一委員に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。なお、申請地位置図、申請箇所図につきましては、19ページと20ページのそれぞれ赤枠で囲われたところとなりますので、ご確認願います。以上の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので申し添えます。上記のとおり提出いたします。平成30年11月20日提出、北塩原村農業委員会会長星源嗣。以上で議案第1号、

番号4番の利用権設定について、朗読並びに説明を終わります。

○議長

説明は終了しました。ただいまの説明に関連して、本件の調査委員であります、6番、遠藤俊一委員より調査結果について意見をお願いいたします。

○6番、遠藤俊一委員

同じく、日曜日に双方に確認を行いました。この案件も再設定でございますので、何ら問題もないと判断し、許可相当といたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

○3番、岩田多吉委員

貸付人の〇〇〇さんは〇〇の人かよ。

○6番、遠藤俊一委員

元、〇〇〇。

○3番、岩田多吉委員

喜多方に移って何年くらいになるの。

○6番、遠藤俊一委員

30年くらいになるかな。

○事務局長

30年ではきかないべ。

○3番、岩田多吉委員

田んぼはここ1枚だけなの。

○6番、遠藤俊一委員

この人はそんなに農地もたないんじゃないかな。畑はあるかもしれないけど、田んぼはこれ1枚だったな。確か。

○3番、岩田多吉委員

大きい田んぼだからいいだろうけど。

○議長

ここは前に河川が氾濫した時に、基盤整備やってるんだな。

○3番、岩田多吉委員

だから大きい田んぼなのか。

○議長

他に質問ございませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。番号4番の利用権設定について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。番号4番、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。審議が終了いたしましたので、五十嵐好則委員の入室を許可します。

(五十嵐好則委員 入室)

○議長

五十嵐委員が戻って来られました。五十嵐委員の案件は全て申請のとおり認められましたのご報告いたします。

○議長

以上で本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしましたので、これで議長の座を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

○事務局長

ありがとうございました。それではその他になりますが、事務局より1点ございますので、事務局説明をお願いします。

○事務局

(北塩原村農業委員会視察研修について)

○事務局長

その他、皆さまから何かございますでしょうか。

○推進委員 佐藤誠一委員

一点いいですか。鳥獣対策の件なんですが、村の方で鳥獣被害に対する進展というか、何か具体的な進展はあったんでしょうか。

○事務局長

進展という進展は。ただ、熊の方は現在29頭の申請が上がってまして、春先から夏にかけて結構捕獲できています。8月後半からは獲れなくなってきていますが。獲れなくなるといふより、出動する機会がなくなってきているので、捕獲数も減ってきている状況です。猿に関しては、たくさん目撃情報もでており、猿罌も仕掛けていますがなかなか入らないため、鉄砲の方で7、8頭は獲っています。イノシシについては、今年3頭獲りました。それも箱罌なんですけども、檻にかかったということで、あとはくくり罌もかけてはいるんですけども、うちの村ではくくり罌にかかったことはありません。近隣市町村の方でも、イノシシの捕獲には苦労しているようです。今年はイノシシの被害が村内に広がってきているとい

うことで、農協さんの方でも各市町村に罾を30個くらいずつ寄贈して、うちの村もそれを活用してやってはいるんですけども、なかなか罾にはかかからないのが現状なんです。

○推進委員 五十嵐好則委員

罾なんか仕掛けたってかからないんだな。

○推進委員 佐藤誠一委員

早稲沢の方でも被害は増えているんでしょ。

○1番、伊藤義人委員

今年は実はそんなに増えてないんです。猿の被害がだいぶ減ったみたいで。原因は分からないんですが。

○推進委員 五十嵐好則委員

大塩に下がってきているから。大群で。

○1番、伊藤義人委員

鳥獣被害対策の予算はどれくらいあるんですか。

○事務局長

トータルでは、600から700万円くらいです。

○3番、岩田多吉委員

年々、増やしてはいるんだよな。

○事務局長

それ以外に、会津北部の広域で協議会を作っているんですけども、そっちの方でも予算があって、県、国の方から補助をもらってそちらからも出しているんで、各市町村の金額はまちまちですが、うちの村だと百数十万くらい活用してやっています。

○推進委員 五十嵐好則委員

熊とかカモシカはまだ可愛いもんだ。猿とイノシシはどうしようもない。猿は電柵を飛び越えちゃうから方法がない。

○推進委員 佐藤誠一委員

いや、だから何年か前の話しになるけども、川前の方が自分の家で畑を作るのを止めた。せつかく作っても猿とかに食べられてしまうから、作ってもしょうがないと。そういうのが荒廃農地拡大の理由にもなっているのかなと。

○6番、遠藤俊一委員

それは間違いない。

○事務局長

村の方でも、捕獲実施隊の方たちと連携を取りながらやっていますので、なかなか厳しい状況ではありますけども、なるべく被害を増やさないようにこれからも頑張っていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいいたします。その他、皆さんから何かありますか。

○委員

(なしの声)

○事務局長

無いようですので、以上をもちまして、北塩原村農業委員会定例総会を閉会いたします。
お疲れ様でした。

議長は、会議の次第を作成させ、それが相違ないことを証するため、署名委員とともに署名する。

平成 年 月 日

北塩原村農業委員議長（会長） _____ (印)

議事録署名委員 4 番 _____ (印)

議事録署名委員 1 番 _____ (印)